

(土石流被害の防止による評価)

(区分) 国補

事業名	復旧治山(通常)	事業箇所	北杜市	白州町	島原	地区名	八郎沢(はちろうさわ)	事業主体	山梨県
(1)事業概要								事業主体	山梨県
①課題・背景								○	
本計画箇所は北杜市白州町島原地区を流れる一級河川神宮川の左支上流に位置している。近年の集中豪雨により溪流に溪岸浸食が発生するとともに、山腹の崩壊が拡大し、下流への土砂流出の恐れが高まったため、土砂流出防止対策を早急に実施し、下流保全対象の保護を図る必要がある。								○	
②整備目標・効果								○	
□主要目標								○	
○土石流被害の防止 保全対象 人家5戸、工場1箇所、林道1200m 土砂整備率(現況)21%<70% ※ 災害実績 有(平成27年5月12日台風6号) ※ 重要公共施設 無 ※ (※ 評価基準値)								○	
□副次目標								○	
□副次効果								○	
○飲雑用水の安定供給(島原地区用水路の取水口)								○	
(2)整備内容と整備量								○	
①整備内容								○	
谷止工1基、嵩上工1基、山腹工0.20ha								○	
②整備期間								○	
平成28年度～平成30年度								○	
③総事業費								○	
105百万円(国費 49百万円(1/2) 県費 56百万円(1/2))								○	
④全体計画								○	
平成28年度 嵩上工1基 30百万円								○	
平成29年度 山腹工0.20ha 35百万円								○	
平成30年度 谷止工1基 40百万円								○	
⑤規整備内容・期間・事業費								○	
昭和41年度 床固工2基 6百万円								○	
昭和42年度 床固工1基、山腹工0.04ha 5百万円								○	
昭和43年度 床固工1基、山腹工0.03ha 5百万円								○	
昭和44年度 床固工2基、山腹工0.20ha 9百万円								○	
(3)事業の妥当性評価								○	
①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か)								○	
・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当								○	
②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか)								○	
・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備								○	
③経済妥当性								○	
費用便益費 便益(B)／費用(C)= 4.75 > 1.0								○	
・便益(B)= 461 百万円 ・費用(C)= 97 百万円								○	
④事業実施・規模の妥当性								○	
・流域内は治山堰堤が設置されているが、満砂となっている。なお、砂防ダムの計画はない。								○	
⑤整備手法の有効性								○	
・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効								○	
⑥環境負荷への配慮								○	
・切土法面は緑化し、裸地を残さない								○	
・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を軽減する								○	
⑦事業計画の熟度								○	
・地元北杜市より強い要望あり								○	
<妥当性評価>								○	
・7項目すべて妥当であることから、妥当と判断								○	
(4)事業間優先度評価								○	
・貢献度ランク: b 副次効果ランク: 1 優先度評価: II								○	
(5)総合評価								○	
・(3)及び(4)の結果から「優先的」に実施								○	
【事業位置図等】								○	
省 略								○	